一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
南の沢川
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道札幌市南区南沢
一八九九番一六　一号から五号まで及び二十六号
一九九四番六　六号から二十五号まで
一八九九番一四　二十七号及び二十八号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道札幌市南区南沢
一八九九番四　一号から五号まで及び二十一号から二十五号まで
一九九四番六　六号及び十六号から二十号まで
一九九四番四　七号から十五号まで
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道札幌市南区南沢
一八八五番一　一号から二十一号まで及び二十四号から三十二号まで
一九九四番四　二十二号及び二十三号
一八九九番四　三十三号及び三十四号

○国土交通省告示第七百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十二日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
万太郎谷
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十二年建設省告示第千七百五十九号で指定した第三号に掲げる土地の区域及び平成十三年国土交通省告示第二百七十五号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。）
新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽
字西山東山国有林
一二九林班
ろ小班　一号から十八号まで
一二六林班
よ小班　十九号から二十四号まで
わ小班　二十五号から四十二号まで
る小班　四十三号から四十五号まで

○国土交通省告示第七百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十二日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
持社沢
二　砂防法第二条の土地の表示
長野県大鹿村大字大河原四五〇九番地一内四等三角点勘馬沢を基準とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から百二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と百二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十五年建設省告示第百八十号で指定した区域を除く。）
基準点から二〇六度二七分二三秒　一号
一〇七七・三三六メートルの地点
標柱一号から一〇七度四一分五一秒　二号
四・〇五五メートルの地点
標柱二号から一二九度一二分〇四秒　三号
四・〇六二メートルの地点
標柱三号から一三六度〇九分三一秒　四号
一七・〇四九メートルの地点
標柱四号から一五九度〇一分二二秒　五号
一三・〇四四メートルの地点
標柱五号から一二八度一五分二一秒　六号
八・九八九メートルの地点
標柱六号から一三五度五九分〇二秒　七号
四・一〇六メートルの地点
標柱七号から一六六度一一分四二秒　八号
三・二二一メートルの地点
標柱八号から一〇二度一四分五四秒　九号
一九・四八一メートルの地点
標柱九号から一〇九度一七分〇〇秒　十号
標柱十号から一二二度三八分二八秒　十一号
四・二一七メートルの地点
標柱十一号から八八度三七分三八秒　十二号
三・四七四メートルの地点
標柱十二号から一二六度三三分一六秒　十三号
三・四九八メートルの地点
標柱十三号から六六度三七分五〇秒　十四号
〇・八二四メートルの地点
標柱十四号から一二八度三二分〇九秒　十五号
九・〇七三メートルの地点
標柱十五号から一〇三度一一分二九秒　十六号
一九・八七九メートルの地点
標柱十六号から一二六度一六分四六秒　十七号
二・八二三メートルの地点
標柱十七号から一七一度二九分四三秒　十八号
二・六九二メートルの地点
標柱十八号から一八一度二二分〇八秒　十九号
三・三七六メートルの地点
標柱十九号から九二度一三分〇九秒　二十号
二四・九一〇メートルの地点
標柱二十号から一七度二五分四九秒　二十一号
一・一二七メートルの地点
標柱二十一号から三五三度〇二分〇〇秒　二十二号
一五・五二一メートルの地点
標柱二十二号から三五二度三七分〇〇秒　二十三号
一一・七四七メートルの地点
標柱二十三号から一度三八分五〇秒　二十四号
一二・六二三メートルの地点
標柱二十四号から三五九度〇一分〇六秒　二十五号
四・二六六メートルの地点
標柱二十五号から二九七度〇五分四五秒　二十六号
〇・五五五メートルの地点
標柱二十六号から二四〇度〇三分三八秒　二十七号
一・九〇二メートルの地点
標柱二十七号から三五九度一七分一六秒　二十八号
九・一二六メートルの地点
標柱二十八号から三三四度三一分二〇秒　二十九号
五・一三八メートルの地点
標柱二十九号から三五一度〇二分五九秒　三十号
二・〇二五メートルの地点
標柱三十号から三四六度四九分四〇秒　三十一号
九・一五七メートルの地点
標柱三十一号から四度五四分四六秒　三十二号
一六・〇六七メートルの地点
標柱三十二号から一五度五四分四一秒　三十三号
五・〇二八メートルの地点
標柱三十三号から七度三五分五三秒　三十四号
四・四〇三メートルの地点
標柱三十四号から三〇五度五三分〇六秒　三十五号
五・七七三メートルの地点
標柱三十五号から一一度〇二分一二秒　三十六号
一九・一〇一メートルの地点
標柱三十六号から一三度三三分五〇秒　三十七号
一二・四二一メートルの地点
標柱三十七号から二八度〇五分二九秒　三十八号
九・八八〇メートルの地点
標柱三十八号から三六度〇一分一六秒　三十九号
九・一八三メートルの地点
標柱三十九号から四二度五一分四六秒　四十号
一〇・七一八メートルの地点
標柱四十号から三〇九度三四分四〇秒　四十一号
七・四一六メートルの地点
標柱四十一号から三二三度四六分二五秒　四十二号
八・一四九メートルの地点
標柱四十二号から三一八度一三分五三秒　四十三号
一五・二七七メートルの地点
標柱四十三号から三二五度三七分一七秒　四十四号
八・三二四メートルの地点
標柱四十四号から三四二度三〇分五三秒　四十五号
一四・八九六メートルの地点
標柱四十五号から一一度三一分五七秒　四十六号
三・四〇三メートルの地点
標柱四十六号から九六度一〇分三七秒　四十七号
一一・〇八五メートルの地点
標柱四十七号から五〇度一六分〇一秒　四十八号
二六・一五七メートルの地点
標柱四十八号から六一度四二分二二秒　四十九号
二三・八四三メートルの地点
標柱四十九号から八〇度五一分四四秒　五十号
一一・七四一メートルの地点
標柱五十号から六四度二一分一二秒　五十一号
一四・四〇五メートルの地点
標柱五十一号から八六度四二分四二秒　五十二号
二二・一三七メートルの地点
標柱五十二号から九五度三六分〇一秒　五十三号
八・三六九メートルの地点
標柱五十三号から八七度五八分二一秒　五十四号
五〇・〇〇七メートルの地点
標柱五十四号から一一六度三三分二〇秒　五十五号
五二・三七一メートルの地点